

上牧町学校適正化協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上牧町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校適正規模、適正配置等の諸課題について協議し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、上牧町附属機関設置条例（令和2年3月条例第1号）第3条の規定に基づき、上牧町学校適正化協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、学校の適正化に関する事項について協議し、学校適正化計画を上牧町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童及び生徒の保護者を代表する者
- (3) 自治会を代表する者
- (4) 学校を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後における最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。